



TOKOニュースレター

Vol. 174/2025年6月号

発行日：2025年6月16日

3月決算が一段落したかと思えば、早くも梅雨の季節となりました。気象庁の予報によりますと、今年の梅雨入りは全国的に昨年よりもやや早いか、例年並みとなる見込みです。梅雨の期間は比較的短めではあるものの、降水量については平年並みか、あるいはそれを上回る可能性があるかと予測されています。梅雨の時期は気温が高くなっても湿度が非常に高くなるため、体感温度が上昇し、熱中症のリスクが高まる傾向にあります。特に屋内での作業中や通勤・移動の際にも注意が必要です。本格的な夏到来前だからと油断せず、こまめな水分補給や室内の温湿度管理など、体調管理には一層のご配慮をお願い申し上げます。

最新情報（2025年5月1日～2025年5月30日）

1. 業種別委員会

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 5月30日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2025年5月22日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 投資事業有限責任組合の事業範囲拡大に伴い情報開示をより徹底する観点から、2025年2月25日に改正「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」（以下「有責組合法施行規則」という。）が公布され、投資事業有限責任組合会計規則（令和5年12月5日 経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）の内容が有責組合法施行規則に規定されました。本実務指針の改正は、改正された有責組合法施行規則との整合性を図るために見直しを行ったものです。 具体的には、有責組合法施行規則の改正に合わせて、用語及び参照条文等の修正を行いました。また、現行の投資事業有限責	—

			任組合契約に関する法律に合わせて、用語等の修正を行いました。 本改正は、2025 年 4 月 1 日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用（ただし、同日以後終了する事業年度又は会計期間に係る監査から適用することを妨げない）されます。 本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2025 年 4 月 23 日から 2025 年 5 月 7 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。	
2025 年 5 月 30 日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第 49 号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2025 年 5 月 22 日を開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 49 号「みなし小売電気事業者が作成する部門別収支計算書に係る監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 これまで、沖縄電力株式会社は、他のみなし小売電気事業者と比較して、規制料金の範囲などが異なることから、費用の配賦について、独自の算定ルールが設けられてきました。この点、規制料金の変更認可申請に係る審査ルールの見直し等を目的として、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の改正と併せてみなし小売電気事業者部門別収支計算規則（以下「部門別収支計算規則」という。）の改正が行われ（令和 7 年 3 月 31 日公布）、沖縄電力株式会社にのみ適用されていた条文が削除され、2025 年 3 月 31 日から他のみなし小売電気事業者と同じ条文が適用されることとなりました。 また、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会が実施する行政監査の指針となる訓令である「電気事業の部門別収支に関する監査について」（令和 7 年 4 月 9 日）が示す内容を踏まえて、部門別収支計算書を作成することが求められることとなりました。 本改正は、当該改正を受けて見直しを行ったものです。 内容に係る主な変更点は次のとおりです。 本実務指針の今回の改正の趣旨を追記した（第 4 項）。 部門別収支計算書の作成基準について、部門別収支計算規則第 2 条の旧第 2 項が削除され、旧第 3 項が新第 2 項として繰り上がったことに伴い、「第 3 項」を削除した（第 13 項、付録 1 及び付録 2）。 部門別収支計算書の作成基準について、部門別収支計算規則第 2 条の旧第 2 項が削除され、旧第 3 項が新第 2 項として繰り上がったことに伴い、「及び第 2 項」を削除する」と修正した（付録	—

			1の（注2）及び付録2の（注6））。 部門別収支配分方法の注記のうち、経済産業大臣に届け出た基準に基づき会計整理をしている旨の根拠規定について、部門別収支計算規則第2条の旧第2項が削除され、旧第3項が新第2項として繰り上がったことに伴い、「第3項」を削除した（付録3）。 本改正は、2025年3月31日以後終了する事業年度に係る部門別収支計算書に対する監査から適用されます。 本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2025年4月23日から2025年5月7日までの間、草案を公開し、広く意見を求めましたが、ご意見は寄せられませんでした。	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 5月23日	意見	内閣府「「公益信託に関する法律施行令（案）」等に対する意見募集について」に対する意見について	2025年4月16日付けで内閣府から「「公益信託に関する法律施行令（案）」等に対する意見募集について」が公表され、「公益信託に関する法律施行令（案）」等について、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、「公益信託に関する法律施行令（案）」等に対する意見を取りまとめ、2025年5月14日付けで内閣府に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2025年 5月26日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」の改正について	2024年9月26日付けで「監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」」が改正され、これに対応するため、同日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」」が改正されました。 これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」の改正の検討を行いました。	—

		て（公開草案）	このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
2025年 5月26日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）	2024年9月26日付けで「監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」」が改正され、これに対応するため、同日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」」が改正されました。 これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第8号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」」の改正の検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
2025年 5月28日	実務 指針	「非営利法人委員会実務指針第44号「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2025年5月22日に開催された常務理事会の承認を受けて、非営利法人委員会実務指針第44号「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」を公表しましたのでお知らせします。 本実務指針は、「私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）」により、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）が改正されたこと、また、これを受けて「学校法人会計基準」が一部改正されたこと等を踏まえ、会員がそれぞれの法に基づいて行う学校法人監査に関する留意点を実務指針として取りまとめたものです。 本実務指針の取りまとめに当たっては、2025年3月26日から同年4月27日までの間、草案を公開し、広く意見を求めています。公開草案に寄せられたコメントの概要とその対応も併せて掲載しておりますのでご参照ください。	
2025年 5月29日	お知 らせ	監査契約書（学校法人（私立学校法監査、私学助成法監査））様式の公表について	非営利法人委員会実務指針第44号「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（2025年5月22日付け公表）及び法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」（2025年3月18日付け改正）を踏まえて、以下の監査契約書の様式を作成しましたので、お知らせいたします。 私立学校法に基づく監査のみを行う場合の様式（様式1-1（個人用）、様式2-1（監査法人用）） 私立学校法に基づく監査及び私立学校振興助成法に基づく監査を行う場合の様式（様式1-2（個人用）、様式2-2（監査法人用））	

			私立学校振興助成法に基づく監査のみを行う場合の様式（様式 1－3（個人用）、様式 2－3（監査法人用）） なお、従前の監査法人用の様式では指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けていましたが、今回の様式では「指定社員制度の利用あり」に統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いは注書きで補足いたしましたので、ご注意ください。	
2025年 5月29日	お知らせ	監査契約書（独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人）様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第 1 号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を 2025 年 3 月 18 日付けで改正したこと等に伴い、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。 1. 独立行政法人 2. 国立大学法人等 3. 地方独立行政法人 従前の監査法人用の様式では、指定社員制度の利用の有無に応じてそれぞれ様式を分けていましたが、今回の更新では、「指定社員制度の利用あり」で統一し、「指定社員制度の利用なし」の場合の取扱いについては、注書きで記載いたしましたので、ご注意ください。 また、今回公表した様式は以下の実務指針の内容を踏まえて作成しており、日本公認会計士協会において検討している段階の未確定版になります。ご利用の際には、この点をご留意ください。 ・公会計委員会実務指針第 6 号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正に関する公開草案（2025 年 5 月 26 日） ・公会計委員会実務指針第 7 号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正に関する公開草案（2025 年 4 月 21 日） ・公会計委員会実務指針第 8 号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正に関する公開草案（2025 年 5 月 26 日） 確定版の公表については、独立行政法人の様式は 2025 年 6 月下旬頃、国立大学法人等及び地方独立行政法人の様式は 2025 年 7 月下旬頃に予定しております。	

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

該当なし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 5月30日	意見	実務対応報告公開 草案第 70 号「非 化石価値の特定の 購入取引における 需要家の会計処理 に関する当面の取 扱い（案）」に対す る意見について	2025 年 3 月 11 日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、実務 対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引におけ る需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」が公表され、 意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に 対するコメントを取りまとめ、2025 年 5 月 28 日付けで提出い たしましたのでお知らせいたします。	—

Ⅱ. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2025 年3月5日にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）から、我が国における最初のサステナビリティ開示基準として、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」並びにサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」及び第2号「気候関連開示基準」が公表されています。

対象企業はプライム上場企業が想定されており、対応する必要がある企業はごく一部に限られてはいますが、世の中の流れとして、どのような内容を開示する必要があるのか概要を知っておくことは意味があると考えられます。

特に気候関連開示は重要視されており、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿って以下のような開示が求められます。

- ・温室効果ガス（GHG）排出量の開示（Scope 1・2 は必須、Scope 3 は努力義務）
- ・2℃・4℃シナリオなどを用いた財務インパクトの試算
- ・移行リスク（規制・技術・市場の変化）と物理的リスク（災害・気象の激化）への対応

一連のサステナビリティ開示は有価証券報告書と一体となる形での開示が予定されており、様式や記載例についてはSSBJが今後ガイダンスを発行するとされています。こちらについても、更新がありましたら当ニュースレターでお知らせしていきたいと思います。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703